

# 秦漢時代の「官」と「曹」

——県の部局組織——

仲山茂

## はじめに

秦漢時代の地方政府、とりわけそれがどのように変化していくのかという問題は、地方長官と在地社会の関係や、また郡と県との関係の変化といった角度から検討がなされてきた。そして前漢武帝期以降、地方長官と在地社会が妥協していくこと、また同時期に郡の機能強化が進み、県の機能が縮小していくことが指摘された。<sup>[1]</sup>こうした従来の研究によつて指摘された、前漢後期以降の地方政府の展開に関連して注目されるのが、同時期に郡県官府内部において機構の整備が行なわれたという事実である。官府という場において中央任命の地方長官と地元出身の属吏などが日常的に接すること、また、郡と県の関係を成立させるのも結局のところ個々の郡や県の官府であることからすれば、前漢後期以降の地方政府の展開は、官府の機構整備を起点に考えていく必要があるのではなかろうか。

こうした観点から、筆者はかつて属吏の等級を考察し、次のような仮説を立てた。すなわち、漢初までよくみら

れる属吏の等級である卒史や令史等は、百石や斗食等の官秩と結合したものであり、その任命には制度的規制が強く働いていた。これに対し前漢後期から一般的になる掾や史という等級は固有の官秩をもたず、各官府での評価に基づいて卒史等に任命された属吏を再編成する二次的な等級と考えられる。こうした二次的等級が一般化することは、高級官僚から属吏まで貫徹する官秩の序列に基づく官制からの、郡や県の官府単位の自律化の傾向を示すのではないか、<sup>(2)</sup>と。しかし、前漢後期の官府の機構整備は属吏のみならず、部局組織についても行なわれた。本稿では、先に十分に触ることのできなかつた、この部局組織の問題について検討を加えたい。

さて、前漢後期以降の郡県の部局組織が、長官の側近である門下や、戸曹・倉曹といった行政実務を管轄する列曹等からなることは嚴耕望氏の研究によつて早くから復原されていたが<sup>(3)</sup>、秦から漢初段階の部局組織が明らかになるのは睡虎地秦簡の出土によつてである。睡虎地秦簡における県には戸曹等の職称を冠した「曹」の組織はみられず、かわりに倉嗇夫や庫嗇夫といった職称を冠した様々な官嗇夫とその属僚の存在が確認できる。秦の県では、各官嗇夫とその属僚が一つの部局を構成し、倉・庫等の職称に示される様々な職務を担つてゐたようである。この官嗇夫に関しては早くから大庭脩氏が考察を行なつてゐたが、睡虎地秦簡の出土を契機に多くの研究がなされ<sup>(4)</sup>、また、秦県の官嗇夫とその属僚の組織と前漢後期以降の列曹との継承関係も指摘された。すなわち、紙屋正和氏は県の列曹の組織が基本的に睡虎地秦簡にみられる官嗇夫の組織を継承したものと捉え、各部局の主管者が嗇夫から掾へ変化したとする<sup>(5)</sup>。また、佐原康夫氏は郡県の財政機構の研究において、睡虎地秦簡にみられる少内の職掌・権限が前漢後期以降の金曹に継承されたとする一方、漢代でも確認される少内は金曹の末端の蔵番の官名となつたとする<sup>(6)</sup>。

こうした継承関係に関連して、前漢後期以降、官嗇夫が次第に資料から姿を消していく問題に関して、列曹との関係には言及していないものの、高敏氏や裘錫圭氏は田嗇夫・市嗇夫等の社会・経済と関係の深い分野の官嗇夫の地位低下や消滅を、各分野における国有経済の比重の低下と関連づけて議論している。<sup>(7)</sup>

このように秦漢時代の官府の部局組織、とくに県のそれに関しては現在かなりの研究の蓄積があるといつてよい。しかし、官嗇夫を主管者とする部局と、掾吏を主管者とする列曹の部局との性格は同じだったのか、という問題がある。従来の研究では、個々の官嗇夫と各曹の職務内容の類似性から、たとえば倉そのものを管理する倉嗇夫の部局と「倉穀を主」さどる倉曹というように継承関係が比定されてきた。しかしそれだけでは、何故に倉を管理する部局が、前漢後期以降「曹」を付けるようになったのかを説明することはできない。むしろ、列曹が資料に現われるようになる時期と、官嗇夫が資料から姿を消していく時期とが重なっていることからすれば、両者は部局としての性格を異にしていた可能性が高いのではないか。だとすれば、前漢後期から次第に官嗇夫が資料から消えていくという問題も、高氏や裘氏の考える国有経済の比重という角度とは別に、まず部局の性格から検討する必要があるだろう。この問題は、県の機構の在り方、さらに県を基礎とする郡県制の在り方の問題に直結する。

以上より、本稿では県の部局組織を対象として考察を加えたい。なお、県そのものに関しては資料的限界があるため、県同様に秩千石から三百石の勅任官を長官にもつ工官等の諸官府の在り方を参考にしつつ、論を進めたい。県も官僚機構の一部であり、その部局組織の変化が、他の同レベルの官府の在り方と全く無縁に進むとは考えがたく、また、後述するように、これらの諸官府は基本的に同一の機構を備えていたため、こうした方法は一定の有効

性をもつだろう。また、県の部局組織は、現実には各地域によつて様々な差異があり、その変化も一様に進んだとは考えがたいのではあるが、部局組織の大まかな枠組みや変化の方向性においては共通していきたと考へられる。資料的限界もあり、本稿では地域的な差異以上に、共通性に注目する形で考察していきたい。まず、睡虎地秦簡にみられる県の機構全体<sup>(8)</sup>と、その中での官嗇夫の部局の位置を検討しておこう。

### 一、睡虎地秦簡にみられる県官府

前述のように官嗇夫に関しては多くの研究がなされたが、それによつて、官嗇夫が倉嗇夫・田嗇夫等の総称であり、吏嗇夫とも称されていたこと等が明らかにされた<sup>(9)</sup>。睡虎地秦簡に現われる官嗇夫としては倉・田以外に庫・厩・匱・都亭・發弩・苑・司空等の嗇夫をあげる事ができるが、この他に少内も官嗇夫の一種とされる<sup>(10)</sup>。以下、従来の研究を補足する形で、官嗇夫を含む県の機構をみていきたい。

まず、県の公的建築物について、睡虎地秦簡では大まかに「公舍」・「官府」・「廷」の二種に区分しているが<sup>(11)</sup>、吏の夜間の見回りに関する次の規定もこうした区分に基づいていると考えられる。

敢えて火を以て臧（藏）府・書府中に入る母れ。吏、已に収臧（藏）すれば、官嗇夫及び吏は夜更々官を行れ。火母れば乃ち門戸を閉させ。令史をして其の廷府を循らしめよ。節（郎）（も）し新たに吏舍を為らば、臧（藏）府・書府に依る母れ。  
（藏）府・書府に依る母れ。  
内史雜

こゝに具体的にあげられる見回りの対象は、「官」（官府）と「廷府」（廷）だが、それ以外の建築物として「吏舍」（吏舍）にも言及さ

れている。これらの「吏舍」・「官」・「廷府」は先の「公舍」・「官府」・「廷」に対応するものと考えてよいだろう。この見回りの対象から「吏舍」が除外されるのは、それが官吏の居住・生活施設であるためだろう。ならば、官吏の職場は「廷」と「官（府）」ということになる。まず、「官（府）」についてみていく。

先の見回りの規定で、「官」には「官嗇夫・吏」が指定され、実際に

官府、皮革を臧（藏）さば、数々之を暢風せよ。蠹突有る者は、官嗇夫に貲すこと一甲  
（310）

と、「官府」の管理責任が官嗇夫に帰される規定もあるため、「官（府）」が官嗇夫の職場だったと考えてよいだろう。官嗇夫の属僚である佐・史等も、これらも「官（府）」を職場としていたと考えられる。<sup>12)</sup>また、官嗇夫が倉・庫等の様々な嗇夫の総称であることからすれば、「官（府）」もこれらの官嗇夫の職場の総称だろう。<sup>13)</sup>しかし、こうした「官（府）」のすべてに官嗇夫とその属僚が置かれたわけではなく、その規模が小さい場合は佐・史のみが置かれ、官嗇夫が置かれないこともあったようである。<sup>14)</sup>

次に「廷」について。これも先の見回りの規定では、令史が「廷府」の担当に指定されており、「廷」が令史の職場だった可能性が高い。官嗇夫とは対照的に、令史の性格の検討は一般的なものにとどまっているため、ここでやや詳しく検討を加えたい。<sup>15)</sup>

睡虎地秦簡では、令史は主に「封診式」に現われ、司法関係の職務に従事している。一方、「秦律十八種」や「効律」・「秦律雜抄」といった秦律本文や「法律答問」での令史の記載は、官嗇夫や県令・丞のそれと比べて少数であり、その職務内容を具体的にうかがうことは困難である。ただ、

官嗇夫、貲一甲なれば、令丞は貲一甲。官嗇夫、貲一甲なれば、令丞は貢一盾。其の吏の主者、坐して以て貲・  
辞せらるること、官嗇夫の如し。其の它的冗吏・令史の計を據(たす)くる者(16)及び都倉・庫・田・亭嗇夫、  
其の離官の郷に属する者に坐すこと令・丞の如し。

(319・320・321)

司馬令史、苑の計を據け、計に効有らば、司馬令史、之に坐すこと、令史の官計の効に坐すが如く然り。

(323)

という規定から、令史が各「官」の会計に関与することがあつたことがわかる。また、

空倉中に薦有り、薦下に稼有ること、一石以上なれば、廷行「事」、貢一甲。令史の監する者は一盾。(521)  
という規定より、倉の管理を行なつていたこともうかがえる。こうした令史による「監」は、睡虎地秦簡ではこの  
一例のみだが、他の官嗇夫の職場に敷衍してもよいだろう。

また、睡虎地秦簡の出土した睡虎地一号墓の墓主の経歴は、「編年記」によれば、秦王政三年に史、翌年安陸  
県の「□史」<sup>(17)</sup>、六年に同県の令史、翌年に鄆県の令史、十二年に同県で「治獄」に従事し、以後は二度従軍すると  
いうものである。十二年以降は官職の記載がないため、令史として「治獄」に従事し続けた可能性が高い。つまり、  
墓主はその職歴の大半を令史として過ごしている。こうした人物とともに副葬された秦律において、官嗇夫に絡む  
規定が多く、逆に令史の記載が少ないことは、令史が官嗇夫を監督する立場にあつたことを示すのはなかろうか。  
令史の職務には、「封診式」にみられる司法以外に、上計を含む各「官」の監督が含まれていた可能性が高いと考  
えられる。

職務以外に關して、「封診式」では、令史は刑徒の「牢隸臣」を従える事例が多いが、下僚はみられず、また、佐・史における官嗇夫のような、上司にあたる属吏もみあたらいため、単独で勅任官たる令丞に直属していた可能性が高い。<sup>(18)</sup>字面通り「令の吏を令史と曰」（『漢書』卷三一、項籍伝、晋灼注引『漢儀注』）ったのだろう。これらより、令史とは下僚をもたず、令丞に直属し、「廷」を職場として司法や各「官」の監督を主な職務とする属吏といえる。官嗇夫が佐・史という下僚をもつことと対比すれば、令史は令丞の佐・史にあたる、腹心の部下というべき立場にあつたのではなかろうか。

以上、睡虎地秦簡から、秦県の属吏の職場が「官（府）」と「廷」に大別され、前者には官嗇夫や佐・史、後者には令史が置かれていたこと、令史が令丞の腹心の部下であること等を確認した。こうした県の機構は、基本的に前漢にも受け継がれたようである。

前漢末の東海郡の状況を示す尹湾漢墓簡牘にあらわれる、郷嗇夫や游徼等の郷亭の吏を除いた県属吏の種別としては、これまでにもみた令史や官嗇夫・佐以外に官有秩・獄史・牢監・尉史がある。<sup>(19)</sup>しかし、小規模の県や侯国で、郷亭の吏と家吏を除いた属吏の種別をみれば、名称不明の某県と武陽侯国は令史・獄史・牢監・尉史・官佐、都平と都陽の両侯国は令史・尉史・官佐である。つまり最小規模の県でも令史・尉史・官佐だけは必要だつたことになる。尉史は塩鉄官にはみられず、县尉の職務に關わる存在と推測されるのみだが、令史や官佐に関しては、睡虎地秦簡のそれを直接継承するものであると考えてよいだろう。この一級上の規模の県ではじめて獄史や牢監が置かれることいえよう。

さらに、塩鉄官の属吏の種別としては、伊盧・北蒲の両塩官は令史・官嗇夫・佐、下邳鉄官は令史・官嗇夫・佐・亭長、名称不明の某鉄官は令史・官嗇夫・佐である。北浦塩官や某鉄官は丞がトップとなつてゐるが、それでも令史・官嗇夫・佐が置かれており、やはり令史と「官」の吏が塩鉄官として成立する必要条件と考えられる。

尹湾漢墓簡牘は前漢末の東海郡という、特定の時期・地域に関する資料であり、その時代や地域性を考慮する必要があるが、令史と「官」の吏という枠組みは、睡虎地秦簡にみられる県の機構と同様である。ならば、こうした枠組みは前漢の他の県や塩鉄官等にも共通するものだつた可能性が高いだろう。

以上、睡虎地秦簡から、統一直前の秦の県の機構を概観し、それが前漢の県に大枠として継承されたこと、またこうした機構が前漢の塩鉄官にも共通することを確認した。次節ではそこでみられた「官」と、前漢後期以降広くみられるようになる「曹」という部局の性格とを比較検討したい。

## 二、「官」と「曹」

「官」と「曹」の性格の比較検討に際しては、「官」については秦律にまとまつた記載があるものの、漢初までの「曹」に関する資料が非常に零細であることが問題となる。従来、魏の曹氏が漢に代るゝことが天意であることを述べる文脈での「古は官職を名づけるに曹と言わづ。始めて漢より已來、官を名づけるに尽く曹と言う。」(『三国志』卷四二、杜瓊伝)という記述から、「曹」の普及は漢以降であるとされてきた。しかし、睡虎地秦簡の「語書」に「曹」の記載があり、また近年出土の「秦始皇三十四年曆譜」に「曹」・「左曹」の記載があるとされるため、秦の<sup>(20)</sup>

段階で「曹」があったことは確かだろう<sup>(21)</sup>。しかし、どのような吏が置かれていたのか、という問題をはじめとして、こうした初期の「曹」の具体的な姿は非常に不明確である。ここでは具体像が明確になる前漢後期以降の「曹」を対象として「官」との比較を試みたい。その手がかりとして、官印と下達文書における文言をあげることができる。

### 1、官印

秦漢時代の官印は一寸四方の通官印が基本的なサイズであるが、これは各官府の長官・次官等の勅任官のものであり、百石以下の属吏の官印は縦一寸・横半寸の半通印だったとされる。また、印文に関しても、例えば県や縣と同レベルの諸官府の令丞の官印が「某令（之）印」・「某丞（之）印」のように四文字で令丞等の官名を記すのに対し、属吏の官印では「倉印」・「庫印」のように、通常は官名を記さなかつた。こうした官印制度が確立するのは武帝期以降のことであるが<sup>(22)</sup>、注意すべきは、「曹」字のある官印や封泥は皆無であることである。「倉印」や「庫印」を倉曹・庫曹の官印とみることもできるが、倉嗇夫・庫嗇夫が存在すること、また「曹」の名称にのみ使われ、「官」の名称には用いられない、「功」・「戸」・「賊」等の官印がみられることからすれば「倉印」・「庫印」も「官」の嗇夫の印とするべきだろう。つまり「曹」の属吏は官印を有していないなかつたと判断される。このことは「官」と「曹」との性格に違いがあつたことを示唆するように思われる。ここでは、武帝期以前のより古い官印制度を検討することにより、何故に「官」の官印がある一方で「曹」の官印がないのか、「官」と「曹」の性格はどうに異なるのか、という問題を考えていきたい。

さて、県等の諸官府の令丞の印と属吏である嗇夫の印との差異をサイズ、印文の点で指摘したが、新出資料を用いながら、これが武帝期以前にも共通するのかを検討してみよう。<sup>(23)</sup> まず、印文について。

前漢文帝から景帝期とされる徐州獅子山の楚王陵からは、多数の官印・封泥が出土している。<sup>(24)</sup> そのうち県令の官印としては「相令之印」〔意義〕・「僮令之印」〔収穫〕・「承令之印」（同）があり、また写真・拓本は未公表だが「簡報」によれば「相令之印」の封泥が出土したという。相・僮・承は県名と考えられるが、いずれも一字である点が注目される。県名が二字の令の印はみあたらないが、「令」字のない「蘭陵之印」〔意義〕・「穀陽之印」（同）・「武原之印」（同）・「北平邑印」（同）があり、この他に「蘭陵之印」封泥が出土したと「簡報」に記載される。これらに対応する丞の印としては「穀陽丞印」〔収穫〕があり、また「蘭陵丞印」封泥の出土が「簡報」に記載される。こうした「令」字の無い、二字の県名のみの官印も、一字県名の「令」字のある官印と同じ機能を有していた可能性はかなり高いだろう。すなわち、この時期、長官の官印の「令」字の有無は県名が一字か二字かによつていた、言い換えると「令」字は四字の印文を保つためのものでしかなかつたと考えられる。

従来こうした県名、或いはそれ以外の官府名のみで、令や丞といった官名のない官印と、官名のある官印について、前者は官吏の公用の官印、後者は令や丞の専用の官印というように機能上の区別があるものと捉えられることが一般的だつた。<sup>(25)</sup> しかし秦から漢初にかけての官文書や銘文では、県やそれと同レベルの官府の長官は、官府名のみで表記されることが一般的である。たとえば次のような事例が知られる。

十一年八月甲申朔己丑、夷道の介、丞の嘉、敢えて之を讞す。：

（奏讞書）<sup>(26)</sup>

三年、相邦の呂不韋、造。寺工の轍、丞の義、工の寫

(載<sup>27</sup>)

前者は漢初の官文書の冒頭部であり、夷道は「漢書」卷二八上、地理志上に南郡の属県としてみえ、汎はその長官の名。後者は秦の載の銘文だが、「寺工」は製造を管轄した官府、轍はその長官の名である。これらは次官は「丞」として官名が記されるが、長官は官名を記さず、官府名のみで表記される。こうした表記の形式からすれば、県等の諸官府の長官の官印に「令」字がなかつたとしても不思議ではない。むしろ、彼らの官印に「令」字がなかつたからこそ、こうした表記の形式が一般的だつたとみることも可能だろう。

一方、属吏の官印で武帝期以前のものと確定できるものは、印面に粹取りのある少数の事例のみだが、そこでも嗇夫等の官名を記すものはごく少数である。さらに、県等の長官のように「官」の名のみで嗇夫を表記する器物銘文が存在する。

元年十月甲午、平都の戌、丞の糾、倉の亥、佐の葵。：

(量器)<sup>28</sup>

これも年号が記されない点、武帝期以前の器物の可能性が高い。ここでも「平都の戌」は平都県の長官名、「倉の亥」は「倉嗇夫の亥」の省略<sup>29</sup>、葵はその下僚と考えられる。こうした官印や官名表記の体例からすれば、武帝期以前は、印文の上で嗇夫の官印と、県等の諸官府の長官の官印とは大差なかつたと考えてよいだろう。<sup>30</sup>

次にサイズについて。一般に属吏のものとされる縱一寸、横半寸の長方形の所謂「半通印」は、界格のある、秦から前漢高祖時期の官印にもみられる。近年、西安市相家巷より出土した秦封泥においても、写真や拓本から半通印と判断されるものとして、「永巷」(「發現」・「欣賞」)・「鄧丞」(同)・「泰行」(「發現」)・「内者」(同)・「寺從」(同)・

「上寢」（同）・「尚浴」（同）・「章台」（同）・「典達」（同）・「車府」（「欣賞」・「補讀」）・「樂府」（同）・「廢丘」（同）・「外樂」（「補讀」）・「中宮」（同）・「具園」（同）・「隧夫」（同）・「南頓」（同）をあげることができる。相家巷出土封泥では「令」字のあるものが皆無だが、官府名のみの封泥が多数存在し、先の検討から、それらが県レベルの官府の長官の官印の封泥と考えられる。以上の長方形の封泥のほとんども官府名のみだが、これらも県等の秩千石以下の長官のものか、或いは「官」や郷の管轄のものかは、俄には判断しがたい。しかし、ここで注目されるのは「鄆丞」の封泥である。これからすれば、勅任官である丞の官印も半通印のサイズでありえたことになる。

長方形の丞印としては、一九五八年臨淄出土の漢代封泥にも「狄丞」・「益丞」がみられる。<sup>(32)</sup> 同時に出土した封泥には「東安平丞」・「即墨丞印」等の正方形の丞印があるが、すべて県等の官府名が二字以上である。つまり、一九五八年臨淄出土の封泥において、丞印の形状は、官府の名称が一字か二字以上かによって決まっていたようである。出土地不明の封泥にも多数の長方形の丞印があるが、いずれも官府名は一字であり、二字以上のものはみられない。こうした長方形の丞印は、武帝の官印制度の確立以降のものとは考えにくく、基本的にそれ以前のものとしてよいだろう。すなわち漢初の丞印のサイズの違いは基本的に官府名の長短によるものであり、本質的な差異はなかったと考えられる。

漢初の丞印における、こうしたサイズへの無頓着さからすれば、相家巷出土の長方形の官印封泥が県等の諸官府の長官の官印だった可能性もありえるだろう。<sup>(33)</sup> また、一九五八年臨淄出土封泥には「新息郷印」・「東閭郷印」の正方形の官印封泥が含まれる。新息は『漢書』地理志によれば汝南郡の属県だが、こゝでは「郷」字があるため新息

県所属の郷か、または汝南郡の新息県とは無関係の、単なる同名の郷だろう。また、「東閭」・「東閭郷」は県名としては知られず、やはり郷の可能性が高い。だとすれば、武帝期以前には郷名の長短によって、郷嗇夫も一寸四方のサイズの官印をもちえたことになる。

このように考えれば、武帝期以前では県等の諸官府の長官・次官も場合によつては長方形の半通印を有することがあり、一方、属吏である嗇夫も場合によつては正方形の官印をもつこともあつたことになる。このことは当時の官印制度がいささかいい加減なものであつたとの印象を抱かせるが、漢初においてサイズの区別が明確だつたならば「孝武皇帝元狩四年、通官の印をして方寸大、小官の印をして五分たらしむ。」(平津館叢書本『漢官六種』、応劭撰『漢官儀』下)という制度の確立の必要はない。漢初の官印のサイズへの無頓着さゆえに、武帝期の制度化が必要だつたと考えるべきだろう。

以上より、印文・サイズにおいて、武帝期以前の「官」や郷の嗇夫と、県等の諸官府の長官の官印とは明確な区別がなかつたと考えられる。これは、秩の上下や統属関係があつたにせよ、本来は県等の諸官府の長官と「官」の嗇夫とが、それぞれの機関の長としては類似した地位にあつたこと、すなわち「官」が官印の所持者によって代表される独立した機関だったことを意味するのではないか。これに対し、武帝期以前・以後を通じて「曹」の官印がなかつたことは、機関としての独立性の低さを示唆する。この点については次項でさらに具体的に検討を加えたい。

## 2、下達文書における文言

大庭脩氏は居延漢簡の

十一月壬寅、甲渠鄣候の漢彊、尉に告げ、士吏の常・安主、候長の…に謂う

(38.17 A8)<sup>34</sup>

といった形式の文書について、「謂」を使うのは発信者と受信者に身分上大きな差があるか、直接の統属関係にある場合、「告」を使うのは発信者と受信者の身分が近い場合であるという。<sup>35</sup>三八・一七簡に即していえば、甲渠鄣候と尉はともに勅任官であり身分が近く、甲渠鄣候と属吏である士吏・候長は直接の統属関係にある。また、

□居延丞の竟、尉に告げ東西郷…に謂う

(484.23 A8)

という県から郷に対して「謂」が用いられる事例があり、この原則が県にも適用されることがわかる。<sup>36</sup>ただ「告」と「謂」の区別は、「(某年) 某月某日、某官の某が某官(の某)に謂う(または告げる)」という形式の文書に限定されるようである。<sup>37</sup>また、後述するように、秩百石以下の属吏に「告」が使われる事例があり、大庭氏のいう「身分」や「統属関係」の内容はさらに吟味する必要がある。とはいってもこうした使い分けが、発信者と受信者の関係に由来することは間違いないだろう。こうした下達文書の文言によって官吏間の関係、すなわち県等の諸官府の長官・次官と「官」や「曹」との関係を推し量ることができるのではないか。

さて、現在、我々が目にすることのできる官文書の大半は辺境の防備施設出土のものであるが、前述の形式の「官」への下達文書としては次の二例が知られる。

四月丙子、肩水□北亭長敏、私印を以て候の事を兼行し、閔嗇夫・吏に謂う。写移の書□すれば、律令の如くせよ。／令史の憲・光・博、尉史の賢

(29·7 A 32)

…十一月辛亥、肩水候の憲、行尉事に下し、閔嗇夫・吏に謂う。書を承け事に従い、亭隧に明扁□処、詔書の如くせよ。  
士吏の猛…

(73E JF 1·1~16) (38)

いざれも肩水候官から肩水金闕の閔嗇夫への文書だが、「謂」が用いられている。後者は詔書の下達において「謂」が使われるやや珍しい事例だが、この形式はEPF 22·452にもみられ、そこでは甲渠候が尉に「下」し、第四候長等に「謂」つている。肩水候官と肩水金闕の関係については議論がなされてきたが、文言からすれば鄣候と候長、県と郷のような統属関係にあつたと考えるべきだろう。わずかな事例ではあるが、これからすれば県等の諸官府の長官・次官と「官」との関係は、県と郷の関係に等しいことになる。

一方、「曹」への下達文書としては、後漢後期の「張景造土牛碑」が知られる。この碑文の前半は「府、宛に告ぐ」より始まる南陽郡から宛県への文書だが、この形式の文書では「告」と「謂」の区別はなされない。一方、それを承けた宛県の令・丞から追鼓賊曹掾への文書の冒頭は次のようになる。

八月十九日丙戌、宛令の玄、丞の摺、追鼓賊曹掾の石梁に告ぐ。…  
(39)

「告」と「謂」が区別される「某官の某が某官（の某）に謂う（または告げる）」の形式であり、「告」が使われる。

時代が下り「謂」が使われなくなつた可能性もあるが、後漢後期の「都鄉孝子巖拳碑」（『隸続』卷十二）の臨江県の長・丞から都□への文書では「謂」が使用されており、この時期でも「告」と「謂」の区別はあつたようである。

秦漢時代の「官」と「曹」

仲山

第八十一卷 五〇五

県の令丞と「曹」との関係は「官」や郷のそれとは異なると考えるべきだろう。では、「曹」と「官」に対する「告」・「謂」の区別をどのように理解すべきだろうか。

県レベルの諸官府からの文書ではなく、また「曹」への文書でもないが、居延漢簡の次の事例はこの問題を解く手がかりとなる。

建武五年八月甲辰朔戊申、張掖居延城司馬の武、近秩次を以て都尉の文書の事を行い、居延倉長の印を以て封し、丞の邯、勸農掾の褒、史の尚に告げ、官・県に謂う。令を以て社稷を秋祠せん。今、吉日を択ふこと牒の如し。書、到らば、令・丞循行し、謹みて社稷を修治し、鮮明ならしめよ。令丞以下、当に…

(E.P.F.22 · 153A)

この後漢初期の都尉府からの下達文書では、都尉府の秩百石以下の掾吏には「告」、秩二百石以上の勅任官の置かれた諸官府や県には「謂」である。<sup>(40)</sup> これからすれば「告」と「謂」の区別が秩の上下のみに基づいていたとは考えにくい。この場合、勸農掾・史は都尉府の構成員であつたために「告」が用いられ、下位機関の官府や県とは区別されたと理解すべきではなかろうか。大庭氏の説に引き付けていえば、都尉と勸農掾とは官秩の面では「身分」の差が大きいものの、所属機関という側面からすれば「身分」が近かつたために「告」が用いられたと考えられる。このことを、県の「曹」と「官」の関係に敷衍すれば、「曹」は県を構成する部局、郷や「官」といった嗇夫の持ち場は県の下位の機関とみなされており、それ故に前者には「告」、後者には「謂」が用いられたといえよう。

このように考えれば、先に触れた「曹」の官印が存在しないことの意味は次のように理解することができよう。

すなわち「曹」は県を構成する部局であり、その機能は、長官・次官の補佐という副次的なものに過ぎなかつたために、独自の官印をもたなかつた、と。これに対し、「官」や郷は規模が小さいとはいえ、独立した下位機関であつたために、官印を有していたということにならう。

以上、「官」と「曹」の部局としての性格を比較検討してきた。結論的には、「官」が規模は小さいにしても独立した、県の下位機関であるのに対し、「曹」は県を構成する独立性の低い部局であり、両者の性格は全く異なるということになる。こうした独立性の低い「曹」の前身を秦県に求めるにすれば、明確な部局をもたないものの、令丞の直接の配下というべき位置にある令史達が、よりふさわしいのではなかろうか。<sup>(41)</sup> むしろ、秦の段階では明確な形で部局化されなかつたからこそ、「曹」として発達する余地があつたとみることもできよう。しかし、現在残されている県に関する資料から、こうした機構の変化の過程を明らかにすることは極めて困難であるといわざるをえない。そこで、県と同様に秩千石以下の勅任官を長官にもつ工官を対象に、機構の変化の在り方を検討し、そのうえで県の変化を類推してみたい。

### 二二、機構の変化——工官を主対象に——

秦漢時代には各地に工官が置かれていたが、現在、その製造器物が比較的多数確認できるものとして、考工・供工・蜀西工・広漢郡工官・河南工官・潁川工官・南陽工官をあげることができる。これらの工官の器物には、往々にして製造を監督した複数の官吏の名が記されるが、その時期的な変化は工官の機構の変化を反映していると考え

付表

	河南工官	南陽工官	潁川工官	蜀郡西工	廣漢郡工官	考工	供工
無年号	a-作府 (未、図127-2) a-作府畜夫 (未、図122-2) b-作府畜夫-佐 (未、図127-4)	b-作府畜夫-亭長 (未、図136-4) c-令史-作府畜夫 (未、図136-1)	a-畜夫 (未、図139-2) a-佐 (未、図139-3) b-作府佐 (未、図139-4)	長-令史-畜夫-佐 (漢金、4-2b)			
武帝	a-作府畜夫 (未、図132-4) a-作府佐 (未、図132-2)	a-作府畜夫 (未、図136-3)	a-佐 (未、図140-2) b-作府佐 (未、図140-3)				
昭帝	b-作府畜夫-佐 (未、図133-4) b-令史-作府畜夫-佐 (未、図134-3)	b-作府畜夫-佐 (未、図137-2) b-令史-作府畜夫 (未、図137-4) c-令史-作府畜夫-佐 (未、図138-2)	b-令史-作府佐 (未、図144-3) c-掾-作府畜夫-佐 (未、図141-3) c-掾-作府畜夫-令史 (未、図141-2)	b-令史-畜夫-佐 (支、図1)		c-令史 (文78-1,6頁)	
宣帝	c-令史-作府畜夫-佐 (未、図135-3)	c-令史-作府畜夫-佐 (未、図139-1)	c-掾-畜夫 (未、図144-2) c-掾-佐 (未、図142-3) c-掾-令史 (未、図142-4)		c-令史 (文91-10,53頁)	a-作府畜夫-護-校長 (漢金、3-16b)	
元帝						a-掾-畜夫-護 (考文88-2,88頁) a-掾-畜夫-佐-護 (漢金、3-21a) c-掾-畜夫-護 (漢金、3-22b)	
成帝				c-掾-令史 (支、図8-1)	c-掾-佐 (支、図5)	a-畜夫-佐-護 (文72-12,15頁) a-掾-畜夫-佐-護 (考文89-5,139頁) a-掾-畜夫-護 (漢金、3-16a)	c-畜夫-護 (文91-10,53頁) a-掾-畜夫-護 (文92-10,53頁) a-掾 (支、図9)
哀帝 平帝				c-掾-令史 (支、図12)	c-掾-令史 (支、図24)	a-掾-令史-佐 (漢金、2-20b) a-掾-令史-畜夫 (漢金、3-38a) a-掾-令史 (支、図26)	a-掾-令史-畜夫 (漢金、3-37b) a-掾-令史-畜夫 (漢金、3-38a) a-掾-令史 (支、図28-1)
新							
光武帝				c-掾-令史 (支、図40)	c-掾-令史 (支、図39)	d-令史 (文79-3,93頁)	
明帝				d-掾-令史 (支、図41)			
章帝 和帝						d-掾-史 (考文89-6,40頁)	

a : 令（または長）-丞

b : 令（または長）-丞-護工(卒史)

(b) : 令（または長）-護工(卒史)-丞

c : 護工(卒史)-令（または長）-丞

d : 護工（または監工）-掾-令（または長）-丞

※守令・守丞等の守官は無視し、全て本官として扱う

※新の成都郡工官では尹-護工史-宰-丞-掾-史の監督が見える（支、図38）

られる<sup>(42)</sup>。こうした器物銘文にみられる製造監督官を整理したものが付表である<sup>(43)</sup>。このうち、比較的早い時期の事例の多い河南・南陽・潁川工官の監督官は、未央宮出土のいわゆる「骨籠」に刻まれたものである<sup>(44)</sup>。骨籠に年号が現われるのは武帝太初年間（前一〇四～一〇二）からであり、骨籠以外の器物も、無年号の事例は基本的にそれ以前のものと考えられる。ただ、例外的に無年号であるにも関わらず、監督官に護工卒史が加わる複雑化したものもあるが、劉慶柱氏の指摘するように、同様の形式が昭帝期にもみられることから、武帝後元年間前後のものとするべきだろう<sup>(45)</sup>。

さて、付表にみられる宣帝期までの監督官の変化、とりわけ、河南・南陽・潁川工官のそれは、令—丞—作府等の比較的単純なものに、護工卒史や令史・掾が加わるというものである。卒史は郡レベルの官府の秩百石の属吏であり、護工卒史も工官を監督する郡属吏だろう<sup>(46)</sup>。工官の属吏は掾・令史・作府・佐ということになるが、作府は作府嗇夫と記されることもあり、官嗇夫の一種と考えられる。河南・南陽工官では宣帝期になると護工卒史が令の上位に置かれ、また丞に次ぐ官として令史が固定される。潁川工官も次第に護工卒史が最上位に置かれるようになるが、丞に次ぐ官として固定するのは掾であり、河南・南陽工官とは逆に令史の位置は作府嗇夫の下位になるようである。

しかし、こうした変化は必ずしも各工官で同時に進行したわけではない。例えば護工卒史の出現は各工官でいずれも始元元年前後だが、最上位になるのは、河南工官では写真は公表されていないものの本始元年（3：15342）、南陽工官では始元四年（3：08191、図137-3）、潁川工官では始元三年である（3：08192、図10

8-3)。また、令史に関しては、河南工官では写真は公表されていないが元鳳二年(305399)<sup>(47)</sup>、南陽工官では始元五年(313476、図138-1)頃から全ての銘文に現われるが、潁川工官の場合は宣帝期になつてもその存在は固定せず、また前述のように位置 자체が河南・南陽工官と異なる。すなわち、こうした変化は各地の工官で地域的な差異を伴いつつ進んだといえよう。

もう一点注意すべきは、護工卒史の最上位化や河南・南陽工官における令史の固定という変化が必ずしも一直線に進んだわけではないことである。すなわち前述のように南陽工官における護工卒史の最上位化は始元四年に確立するものの、無年号の「元年」の段階すでに最上位に置かれる事例(306550、図136-1)もあり、丞の下位に置かれる事例と混在している。また、令史に関しては河南工官では始元年間は存在する事例と存在しない事例とが混在し、南陽工官でも始元三年頃まで同様である。

こうした変化の時期的なずれや、より新しい監督官の形態と旧い形態との混在からすれば、工官の監督官の変化は上位機関により一律に定められたものではなく、また、工官内部でも、ある時期に一挙に固定されたものでもないだろう。地域的な差異を伴いながら緩やかに進む変化だつたと考えられる。

ここまで比較的早い時期の事例の多い河南・南陽・潁川工官作成の骨籠から監督官の変化をみてきた。しかし、骨籠の紀年は、現在公表されている事例の最も遅いものでも宣帝末であり、それ以降をうかがうことはできない。次に宣帝期以降の遺物が比較的多く残る蜀西工・広漢郡工官・考工・供工の事例から、この時期の状況をみてみよう。

蜀西工・広漢郡工官・考工・供工の監督官の最終的形態は、時期的なばらつきがあるものの、基本的に丞より下位の監督官が掾一令史もしくは掾一史に固定され、嗇夫・佐が消えてゆく点で共通する。こうした形態の前段階を概観すれば次のようになる。

蜀西工では掾一令史の形態は成帝期より一貫しているが、その前段階の事例は、昭帝期の護工卒史一令史一嗇夫一佐までさかのぼってしまう。これは、先の河南・南陽工官の昭帝期の形態とほぼ等しい。さらに無年号の事例では令史一嗇夫一佐という形態になる。これは武帝の年号制定以前か、または、前述の武帝後元前後の年号の記されたい期間のものと思われる。いずれにせよ、昭帝期に河南・南陽工官と同様の監督官が置かれていた蜀郡西工で、最終的に掾一令史による監督に落ち着くことには注意すべきだろう。

広漢郡工官では、掾一令史の前段階としては、掾一佐の成帝期の事例、令史のみの宣帝期の事例がある。前者では掾が現われる点で最終形態に近いが、佐が残り、令史が置かれない点で古い形態を残す。より古い後者では、嗇夫・佐が置かれない点で最終形態に近いが、掾は現われていない。この二つの事例からも、工官の監造者の変化がある時点で固定化されたのではなく、その時々で新しい形態と古い形態を混在させながら緩やかに進行するものであつたことがうかがわれる。

考工の掾一史の前段階となる光武帝期の事例では、丞より下位では令史のみである。前漢平帝以降では、掾一令史、掾一令史一嗇夫、掾一令史一佐というように、掾一令史が固定されてくるようである。掾は元帝期以降、多くの銘文に現われるが、成帝期でも掾や令史の現われない事例が存在する。最も古い昭帝期の事例では令史のみであ

り、光武帝期の事例と同じである。ここでも変化の流れは緩やかに進むものだつたといえよう。

供工では比較的時期が近接しているものの、哀・平帝期でも嗇夫の残る事例がある一方、成帝期に嗇夫の消えている事例も存在する。やはり多様な監督官の形態が併存している時期があつたとみることができる。

こうした蜀西工・広漢郡工官・考工・供工の変化は、時期的なずれはあるが、掾・令史・嗇夫・佐の多様な組合せから掾一令史もしくは掾一史に固定されるとまとめることができる。これは、先の河南・南陽・潁川上官の、武帝期の令丞と嗇夫以下の監督から、昭帝・宣帝期の令史・掾の付加へ、という流れに接続する。つまり工官所属の属吏の配置は、各工官で時期的なずれはあるものの、令丞の下に直接嗇夫や佐が置かれる段階から、掾や令史が加わり、複雑化した監督官の形態が併存する期間を経て、最終的に掾一令史（または史）という再び単純化した形態に落ち着くという変化をたどつたといえよう。

さて、以上の工官の変化で注目されるのは、掾及び令史の存在である。掾はかつて検討したように<sup>(48)</sup>、令史等とは性格が異なる新しい等級と考えられるため、ここでは深く立ち入ることは避けるが、令史の場合は睡虎地秦簡の時期から確認できる。先に検討した秦県の機構における令史の位置は、令丞の直接の配下として各「官」の監督等を職務とする下僚のない属吏、というものだつた。嗇夫や佐からなる「官」の吏と令史という属吏構成は工官にも共通しており、先にみた前漢の塩鉄官も同様である。工官の機構における令史の位置も、秦県のそれと同様だつた可能性はかなり高いだろう。とすれば、工官の機構の変化は、令丞の直接の配下ともいうべき令史が、下位機関である「官」を侵食していくことなどができる。

以上のように、工官において、前漢後期に令史の下位機関の侵食という形で変化が進むことからすれば、同時期に同様の機構をもつ県においても、これに類似する何らかの動きがあつたとしても不思議ではない。そしてこの時期の県において「曹」という独立性の低い部局が整備され、下位機関である「官」の長である官嗇夫が次第に資料から姿を消していくこと、また、令丞からの独立性の低さという点で「曹」と令史が共通していることからすれば、県においても令史を軸とした機構の再編が行なわれた可能性は極めて高いといえよう。こうした見通しが正しいとすれば、前漢後期から進行する「曹」の整備に代表される県の部局改編は、令丞の各分野における管理の強化と、彼らへの機能の集中という基調を有していたとみることができるのでなかろうか。

### おわりに

以上、秦県にみられる官嗇夫以下を構成員とする「官」と、前漢後期以降一般化する、掾史を主要構成員とする「曹」という部局を中心に、県の機構を検討してきた。結論的には、次のようになる。すなわち、「官」が独立性の強い、県の下位機関という性格をもつてのに対し、「曹」は独立性の低い、県官府の一部といえ、両者の性格はかなり異なると考えられる。こうした「曹」の前身としては、秦県では明確な部局組織の確認されない、令丞の腹心というべき令史達がふさわしい。また、工官作製の器物銘文からは前漢武帝期以降、各工官で、時間的なずれを伴いながらも、令史が「官」への関与を強め、次第に官嗇夫や佐に取つて代わる傾向が確認できる。すなわち、前漢後期からの県の部局組織の整備は、現実には各地で地域的な差異があつたと考えられるものの、基本的に令丞の腹心

である令史を軸に行なわれた可能性が高い。これは整備の方向が、令丞の各分野への管理の強化と機能の集中に向かっていたことを意味すると考えられる。

さて、「曹」の整備は県のみならず郡でも同時期に進んだ。しかし、現在我々が目にすることのできる資料において、秦から漢初の郡に、県同様の「官」の部局があつたことは確認できない。現段階では、郡の部局組織の整備は県とは異なつたかたちで進んだと考えておくべきだろう。では、郡においても「曹」の組織が整備された段階での郡と県の関係は、どのようなものだったのだろうか。

紙屋正和氏は、後漢に入ると、郡の決曹と県の獄吏のように、職務の対応する郡と県の個々の「曹」の間で密接な関係が形成されたとみる。<sup>(49)</sup> しかし、管見のかぎりでは、郡・県の各「曹」間の直接の関係をうかがうことのできる資料は、現在のところ確認できない。郡の「曹」の性格に関しては『漢書』卷八三、朱博伝の、彼が琅邪太守だった時の一節が参考になろう。

姑幕県に群輩八人の廷中に報仇する有るも、皆な得ず。長吏、自繫して書もて府に言う。賊曹掾史、自ら白して姑幕に至らんことを請うも、事、留まりて出でず。…

ここでの郡の「曹」の吏は、郡太守の強い規制下に置かれ、現地調査も太守の許可なくしては行ない得なかつたことがわかる。これは県の「曹」の独立性の低さにも通ずる。また、第二節で引用した「張景造土牛碑」の公文書が郡府から県へ、県長吏から追鼓賊曹掾へ下達されているところからみても、前漢後期から後漢にかけての郡と県の関係は、やはり郡・県の長官の間の関係を基軸とし、そこでは郡の「曹」は副次的役割しかもたなかつたとみてお

く」とが妥当だろう。だとすれば、前漢後期の「曹」の部局の整備は、あくまでも官府単位での長官・次官の機能強化という方向性をもち、とりわけ県においては下位機関を侵食するかたちで進められたが、郡と県の関係に根本的な変化をもたらすものではなかつたといえる。

さて、こうした長官・次官の機能強化という捉え方が正しいとすれば、前稿で指摘した一律的な属吏の等級制度からの官府単位での自律化の方向性とあいまつて<sup>(50)</sup>、前漢後期以降、地方政治が個々の官府単位でより強力に推進される体制が形成されてきたことが予測される。この仮説は広範な地方政府のあり方の再検討によつて吟味される必要があろう。後考を期したい。

### 註

- (1) 好並隆司『秦漢帝国史研究』(未来社、一九七八) 第四篇第三章「前漢後半期における皇帝支配と官僚層」、重近啓樹「前漢の国家と地方政治——宣帝期を中心として——」(『駿台史学』四四、一九七八)、紙屋正和「前漢郡県統治制度の展開について——その基礎的考察——」(上下)『福岡大学人文論叢』一三一四・一四一、一九八二)、同「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(『東洋史研究』四一一、一九八二)等。
- (2) 抽稿「漢代の掾史」(『史林』八一、一九九八)。
- (3) 嚴耕望『中国地方行政制度史』上編(一)(二)「秦漢地方行政制度」(中央研究院歴史語言研究所專刊之四五、一九六一)。
- (4) 大庭脩「漢の嗇夫」(一九五五初出。同氏『秦漢法制史的研究』創文社、一九八二所収)。鄭寔「嗇夫考——読雲夢秦簡札記」(『文物』一九七八一二)。高敏「論《秦律》中的“嗇夫”、“一官”」(一九七九初出。同氏『睡虎地秦簡初探』万卷樓、二〇〇〇所収)。錢劍夫「秦漢嗇夫考」(『中国史研究』一九八〇一)。高恒「“嗇夫”辨正」(一九八〇初出。同氏『秦漢法制論考』廈門大学出版社、一九九四

- 所収)。裘錫圭「薈夫初探」(一九八一年初出。同氏『古代文史研究新探』江蘇古籍出版社、一九九二一所収)。堀毅「秦漢時代の薈夫について——『漢書』「百官表」と雲夢秦簡による一考察——」(『史滴』一一、一九八一)。朱大均「有关“薈夫”的一些問題」(中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』二、陝西人民出版社、一九八三)。飯尾秀幸「中国古代国家における在地支配機構成立の一侧面——睡虎地秦簡の薈夫をめぐって——」(池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二一所収)。
- (5) ‘The Staffing Structure of Commandery Offices and County Offices and the Relationship between Commanderies and Counties in the Han Dynasty’, *Acta Asiatica*, 58 (1990)。
- (6) 「漢代郡県の財政機構について」(『東方学報』京都大一、一九九〇)。
- (7) 高氏・裘氏前掲論文。
- (8) 本稿で用いる睡虎地秦簡の簡番号は、『雲夢睡虎地秦墓』編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一)によく。
- (9) いづれした指摘は前掲註(4)の諸論文においてなされたふね。
- (10) 少内に薈夫が置かれたことは、前掲註(4)の諸論考に指摘がある。
- (11) 「...縣母敢擅壞更公舍・官府及廷。其有欲壞重殿(也)必斬之。欲以城旦春益為公舍・官府及補縫之、為之、勿斬。...」(188・189)。また、石岡浩「秦時代の刑罰減免をめぐって——睡虎地秦簡に見える『居官府』の分析から——」(『史滴』一一〇、一九九八)参照。
- (12) 「官府」と佐・史の関係を示す規定として「侯(候)・司寇及群下吏母敢為官府佐・吏及禁苑憲盜 内史雜」(260)がある。「佐・吏」は226・227簡では薈夫の属僚としてみえるため、佐・史と同一のものと考えてよがだらう。「官」の見回り役に、官薈夫とともに指定されていた「吏」とはいへした属僚を指すと考えられる。
- (13) 石岡氏前掲論文は、「官府」を金錢・文書・官有器物の管理を行なう県所属の一機関とし、少内がその管理を行なっていたとする。小論とは「官府」を県所属の機関とする点で共通するが、少内による一元的な管理を想定する点で相違する。しかし、睡虎地秦簡において、少内のみが「官府」を管理していたといふ具体的な記載は確認できない。
- (14) 139・141簡には都官有秩・離官薈夫とその属僚への飯炊き等の支給に関する規定が記載されているが、佐・史の人

数毎の支給規定の後に「小官の嗇夫母き者は此を以て僕・車牛を鼠（あた）う」とある。これは、佐・史のみが置かれた小規模の職場に関する規定だらう。

(15) 令史に関する考証は于豪亮「雲夢秦簡所見職官述略」

(一九八〇初出、同氏『于豪亮學術文存』中華書局、一九八五所収)、高恒「秦簡中的職官及其有關的幾箇問題」(同氏前掲著書所収)等にもあり、各種の職務に従事したこと等が指摘されるが、県の機構での位置付けの考察はなされていない。

(16) 「據」字の解釈は、朱駿声『說文通訓定聲』乾部、據、「挾するに、本訓當に佐助の誼たるべし」に従う。

(17) それぞれ10簡、11簡、13簡、14簡、19簡、20簡、22簡。

また、「治獄」を令史の職務内容とすることは、池田雄一

「湖北雲夢睡虎地秦墓管見」(『中央大學文學部紀要——史學科』二六、一九八二)に従う。

(18) 令史と牢隸臣が行動をともにする事例は630・631簡、635・636簡等にみられる。なお、雲夢龍岡秦簡の188簡の「部主者各二甲、令・丞・令史各一甲□」(劉信芳・梁柱『雲夢龍岡秦簡』科学出版社、一九九七、図版12)という令丞と令史を一括りにした処罰規定は、令丞と令史の関係の近さを示唆する。

(19) ここで使用する尹湾漢墓簡牘は連雲港市博物館等『尹湾漢墓簡牘』(中華書局、一九九七)のY.M.6.D.2のものである。

(20) 湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館「閔沮秦漢墓清理簡報」、彭錦華「周家台三〇号秦墓竹簡」「秦始皇三十四年曆譜」(ともに『文物』一九九九一六)。

(21) 黄盛璋「試論戰國秦漢銘刻中從「酉」諸奇字及其相關問題」(『古文字研究』一〇、一九八三)は東周銅器銘文の「酉」を「曹」の異体字とし、「曹」の起源を東周・三晉に置くが、秦漢期において郡县の「曹」そのものにおいて器物の制作・保管を行なう事例はみられず、「酉」と「曹」に何らかの共通性はあるにしても、現段階では、兩者を同一視することは控えるべきだらう。

(22) 前漢の官印制度については、小林庸浩「漢代官印私見」(『東洋學報』五〇一三、一九六七)、葉其峰「古璽印与古璽印鑑定」(文物出版社、一九九七)に体系的な記述がある。

(23) 武帝期以前、とりわけ秦の官印の特徴を明らかにしようと試みはこれまでにもなされてきた。比較的近年のものとしては王人聰「秦官印考述」(王人聰・葉其峰『秦漢魏晋南北朝官印研究』香港中文大學文物館、一九九〇)所

収、王輝・程學華『秦文字集証』（芸文印書館、一九九九）

第四章「秦印通論」、また葉氏前揭書がある。しかし、県等の官府の長官・次官以下の官印のサイズ・印文については武帝期以降の特徴がそれ以前にも共通すると考えられているようである。

(24) 獅子山楚王陵考古発掘隊「徐州獅子山西漢楚王陵発掘簡報」（『文物』一九九八一八。以下「簡報」）。韋正等「江蘇徐州市獅子山西漢墓の発掘与收穫」（『考古』一九九八一八。以下「收穫」）。王愷「獅子山楚王陵出土印章和封泥對研究西漢楚國建制及封域的意義」（『文物』一九九八一八。以下「意義」）。

(25) たとえば陳直『漢書新註』（第二版、天津人民出版社、一九七九）一三六頁。

(26) 江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡『奏讞書』訛文（一）」（『文物』一九九三一八）案例1。同様の事例は案例3にもみられる。

(27) 陝西省考古研究所始皇陵秦俑坑考古発掘隊「秦始皇陵兵馬俑坑一号坑發掘報告」（文物出版社、一九八八）下一八八頁T10G6・0577。

(28) 雲希正「西漢平都犁斛」（『文物』一九七七一三）。

(29) 「倉亥」が「倉嗇夫亥」の省略であることは葉氏前掲

論文に指摘がある。

(30) 『史記』卷三〇、平準書は漢初の様子を記し「吏と為る者は子孫を長（そだ）て、官に居す者は以て姓号と為す」とし、『漢書』卷八六、王嘉伝の哀帝初期の上奏に、近年の状況と対比させて同様のことを述べ「倉氏・庫氏なれば、則ち倉庫の吏の後なり」という。いずれも漢初には久任の結果、官府名を姓とする者が現われたという趣旨である。この時期、官府名のみで長官や嗇夫を表記し、姓・名の姓の位置に官署名がくることからすれば、官府名が姓にスライドすることも理解しやすい。官府名が姓とみなされるほどに、こうした表記が一般的だったといえよう。

(31) 本稿で使用する秦封泥は、周曉陸等「秦代封泥的重大發現」（『考古与文物』一九九七一）。以下「發現」、「秦封泥欣賞」（『收藏』一九九七一六。以下「欣賞」）、周曉陸等「西安出土秦封泥補讀」（『考古与文物』一九九八一）。以下「補讀」）からのものである。

(32) 山東省文物管理處「山東臨淄齊故城試掘簡報」（『考古』一九六一六）。以下、一九五八年臨淄出土封泥はこれによる。

(33) この場合、相家巷出土の官府名のみの封泥に、長方形のものと正方形のものが混在していることが問題となる。

これを所持者の地位の高下による官印の大小の区別とみる

こともできるが、例えば長方形の「永巷」に対して正方形の「永巷丞印」（「発現」というように、丞印はほとんどが正方形のため、こうした捉え方には無理がある。また、長官が同一内容の二つのサイズの官印を有して使い分けていた可能性もあるが、長方形の「尚浴」・「内者」と正方形の「尚浴府印」（「発現」）・「内者府印」（「補説」）の二例を除き、同一官府名が正方形・長方形の双方に跨がる事例は見られない。現在公表されている相家巷出土封泥では、官府名のみの封泥は五〇種類前後のようなが、うち二例では割合が低すぎ、官印の製造時期の違いや、官府の名称変更の可能性も考慮する必要があるため、この可能性も高くはないだろう。正方形・長方形の官印の違いという問題は、さらなる検討が必要と思われるが、官印の性格の違いではなく、製造事情の違いとしておくことが、現在のところ穩当だろう。

(34) 本稿で使用する居延漢簡の簡番号等は、一九三〇・三年出土簡については、謝桂華等『居延漢簡釋文合校』（文物出版社、一九八七）に、また、一九七三・七四年出土簡については、特に註記しないかぎり、甘肅省文物考古研究所等『居延新簡』（中華書局、一九九四）による。

(35) 大庭脩『木簡』（学生社、一九七九）一五七頁。

(36) 「謂」の使用に關して、大庭氏は発信者と受信者の間で身分上の大きな差があつた場合も用いられたとしているが、身分上大きな差があり、しかも統属関係にない官の間で頻繁に文書のやりとりがなされたとは考へにくい。基本的に「謂」は統属関係にある官の間で用いられたと考えてよいだろう。

(37) 「某月某日、官（または府）が某官（の某）に告げる」形式の下達文書では必ず「告」が使用され、「謂」は使われない。たとえば「三月壬申、官、告第四候長盛等、府記、省卒卅二人、遣士吏就將領、之適□」（59・32、33 A 8）である。この「官」は第四候の屬する甲渠候官。同様に「府が甲渠候官に告げる」という型式のものも存在するが、この場合の「府」は居延都尉府のことである。この体例は「記」という下達文書に多くみられるものであるが、冒頭に年が記される事例はなく、往々にして月日も省略される。「記」については鶴鉢昌男「漢代の文書についての一考察——『記』という文書の存在——」（『史泉』六八、一九八八）参照。

(38) 甘肃省文物工作隊居延簡整理組「居延簡《永始二年詔書》冊次文」（『敦煌學輯刊』一九八四一二）。

(39) 鄭傑祥「南陽新出土的東漢張景造土牛碑」（『文物』一九六三一一）。なお、「八月十九日丙戌宛令左丞憲」の左は通常「右」と訛被され、「宛令右丞の擧が追鼓殯曹掾の石梁に告げる」と訛被される。しかし該字は張遷碑の「肱」字の旁に類似し、また、時代は下るもの、西晋の華芳墓誌（北京市文物工作隊「北京西郊西晋王浚妻華芳墓清理簡報」）【文物】一九六五一二）では、諱として現われ、「右」とは明らかに区別されている。該字は「張景造土牛碑」においても人名として解釈すべきと考えられる。

(40) 屬吏に「告」が使われる例は他に16・4A、16・10（A7）がある。

(41) 「曹」には官印がなく、また長官から「曹」への文書では「告」が使用されることを指摘した。令史の官印も現在のところ確認されていない。また、わずかな事例ではあるが「建世二年正月甲戌、甲渠守候誠、告令史」（EPF 22・335）というように、長官から令史に対して「謂」ではなく、「告」が使用されたことがわかる。

(42) 後述の「骨籠」出土以前の段階であるが、工官の監督官の変遷を整理した研究として町田章「漢代紀年銘漆器聚成」（一九七四初出。同氏「古代東アジアの装飾墓」同朋舎、一九八七所収）がある。

(43) 出典について、「未」は中國社会科学院考古研究所『漢長安城未央宮』一九八〇八九年考古发掘報告（中国大百科全書出版社、一九九六）、『漢金』は容庚『漢金文錄』（一九三一）、「支」は梅原末治『支那漢代紀年銘漆器図説』（桑名文星堂、一九四三）の略。「未」・「支」の後に続く「図」と番号は図版番号、「漢金」の後に続く番号は巻・葉数との表裏を示す。また「文」・「考文」は「文物」・「考古与文物」、その後の番号は発行年度と号、頁数を示す。

(44) 本文に引く3・08191等の「骨籠」の番号は、中国社会科学院考古研究所『漢長安城未央宮』一九八〇八九年考古发掘報告（中国大百科全書出版社、一九九六、以下「未央宮」と略）による。なお「骨籠」の用途については、弓の「ゆはず」の部分に用いられたとする佐原康夫氏の見解が妥当と考えられる。佐原氏「漢長安城未央宮三号建築遺址について」（『史林』七四一、一九九二）参照。なお、劉慶柱「漢代骨籠与漢代工官研究」（『陝西歴史博物館館刊』四、一九九七）は「骨籠」に見られる監督官の変化を整理しているが、代表例を挙げた簡潔なものにとどまっている。

(45) 劉慶柱氏前掲論文。

(46) 昭帝期に通常、護工卒史が令丞の下に置かれるのは、

秩の上下に基づいた表記をしているためと考えられる。護

工卒史の最上位化は、各工官で、次第に個人の秩以上に、  
郡一工官という統屬系統が、より意識されるようになつた

ためだろう。

(47) 「末央宮」は令一丞一護工卒史一作府嗇夫一佐という

形態の3・02632の紀年を元鳳六年とするが、図版135—  
1からすれば元鳳元年と訛すべきである。

(48) 前掲拙稿。

(49) 紙屋氏前掲註(5)論文。

(50) 前掲拙稿。